

## 8. 住所の届出・住民票・印鑑登録

問い合わせ：市民生活課 ☎ 0254-22-3030  
豊浦支所 住民福祉係 ☎ 0254-22-6777  
紫雲寺支所 住民福祉係 ☎ 0254-41-3112  
加治川支所 住民福祉係 ☎ 0254-33-3102

### (1) 住所の届出

#### ① 新発田市に転入した（引っ越ししてきた）とき

他の市や区、町、村または外国から新発田市に引っ越したときは、市民生活課  
または支所の住民福祉係に「転入届」を出してください。

<他の市や区、町、村から来たとき>

#### ● 必要なもの

- ・ 今まで住んでいたところからもらった「転出証明書」
- ・ 「在留カード」または「特別永住者証明書」
- ・ パスポート
- ・ 「住民基本台帳カード」または「個人番号カード」（持っている人だけ）
- ・ 世帯主との関係がわかる証明書  
(世帯主との関係が確認できない人だけ証明書をいります)
- ・ 自分の代わりに他の人が届け出をするときは、委任状がいます。

<外国から来たとき>

#### ● 必要なもの

- ・ 「在留カード」または「特別永住者証明書」（持っている人だけ）
- ・ パスポート
- ・ 「住民基本台帳カード」または「個人番号カード」（持っている人だけ）
- ・ 世帯主との関係がわかる証明書  
(世帯主との関係が確認できない人だけ証明書をいります)

・自分の代わりに他の人が届け出をするときは、委任状が あります。

## ②新発田市から 転出する（引っ越しする）とき

新発田市から 他の市や区、町、村、外国へ 引っ越すときは、市民生活課

または 支所の 住民福祉係に「転出届」を出してください。

### ●届け出する 期間

引っ越しする 日の 前後 14日 以内

### ●必要なもの

・「在留カード」 または 「特別永住者 証明書」

・自分の代わりに他の人が届け出をするときは、委任状が あります。

## ③転居するとき（新発田市の 中で引っ越しして 住む家が 変わるとき）

新発田 市内で 引っ越したときは、市民生活課 または 支所の 住民福祉係に

「転居届」を出してください。

### ●必要なもの

・「在留カード」 または 「特別永住者 証明書」

・「住民基本台帳カード」 または 「個人番号カード」（持っている人 だけ）

・世帯主との 関係が わかる 証明書

（世帯主との 関係が 確認できない 人だけ 証明書が あります）

・自分の代わりに他の人が届け出をするときは、委任状が あります。

## (2) 住民票の 交付

本人 または 同じ 世帯の 人が 住民票を 取ることができます。

### ●必要なもの

・住民票を 取りに来た 人を 確認する 書類

（在留カード、特別永住者 証明書、運転 免許証など）

・本人 または 同じ 世帯の 人の 代わりに 他の人が 届け出をするときは、

委任状が あります。

● 交付 手数料 1通 300円

### (3) 印鑑を登録する

実印は土地や家を買うときなどに必要です。

市役所に登録した印鑑だけが実印です。

○登録できる人：新発田市に住民登録をしている15歳以上の人はです。

○登録できる印鑑：大きさ、材質、文字などに決まりがあります。市民生活課に問い合わせてください。

○登録できる場所：市役所1階市民生活課（または支所の住民福祉係）

○本人が手続きする場合

#### ●必要なもの

- ・写真が貼ってある公共機関が発行した身分証明書  
(在留カード、特別永住者証明書、運転免許証など)
- ・登録する印鑑

※印鑑の登録をした日に、印鑑の証明書をもらうことができます。

○本人の代わりに来た人が印鑑を登録する場合

あとで、本人に「照会書」という紙が届きます。その確認書を窓口に持って来てください。代替りの人でも手続きできます。

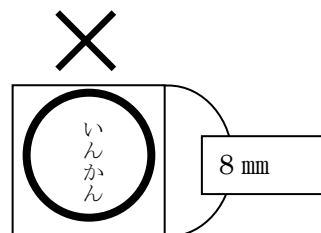
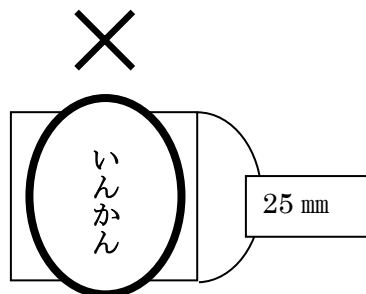
#### ●必要なもの

- ・委任状（代替りの人に印鑑の登録を頼んだことを書いた紙）  
委任状の紙は市役所にあります。
- ・登録する印鑑
- ・代替りに来た人の印鑑

※印鑑の登録をした日に、印鑑の証明書をもらうことはできません。

○登録できない印鑑

- ・印鑑の大きさが、1辺の長さ 25 mmの正方形より大きいもの。
- ・印鑑の大きさが、1辺の長さ 8 mmの正方形より小さなもの。
- ・形が変わりやすいもの。やわらかい材料で作ったもの。
- ・機械で大量に作ったもの
- ・ふちのないもの
- ・本人以外の人が先に登録しているもの



○印鑑登録証明書の交付

●必要なもの

- ・印鑑登録証（カード）
- ・証明書を取りに来た人を確認する書類  
（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証など）

●交付手数料 1通 300円